

沼津市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年3月31日

沼津市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

沼津市は、伊豆半島の付け根、駿河湾最奥に位置し、気候温暖である。愛鷹山南麓から駿河湾までの北部地域は平地と中山間地を合わせ持ち、達磨山山麓から駿河湾までの南部地域は、急傾斜地の多い中山間地、狩野川により形成された沖積平野が広がる東部地域は平地と、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

北部地域中山間地及び南部地域では、本市の特産農産物として高めてきたお茶（北部）とみかん（南部）の栽培を中心とした地域であり、北部地域平地及び東部地域では、土地利用型農業が盛んである。その中において、農業従事者の高齢化や後継者不足、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努め、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく。また、これと併せて、基盤整備の活用による営農環境の整備や新規就農者を支援、育成を行っていく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力のある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、沼津市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する静岡県の農業経営基盤の強化

の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する沼津市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標としておおむね10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、本市の第5次総合計画前期推進計画最終年に当たる令和7（2025）年度を目標年度とする。

さらに、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

（1）遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和2年4月)	2,056 ha	75.68 ha	3.68 %
3年後の目標 (令和5年4月)	2,000 ha	65.00 ha	3.25 %
目 標 (令和7年4月)	1,980 ha	56.00 ha	2.83 %

*1 「管内の農地面積（A）」は、令和元年耕地及び作付面積統計の数値に遊休農地面積（B）の数値を加えたものである（小数点以下は四捨五入）。

*2 「遊休農地面積（B）」は、令和元年度荒廃農地調査（A分類）の数値である。

（2）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア 農業委員と推進委員及び関係機関が連携し、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）を実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、時期に関わらず、農業委員及び推進委員により日常的に実施する。

イ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行

う。

ウ 関係機関や地域農業者からの情報収集により遊休化のおそれがある農地を把握し、土地所有者の意向を確認して遊休農地の発生防止に努める。

エ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和2年4月)	1,980 ha	833 ha	42.07 %
3年後の目標 (令和5年4月)	1,935 ha	935 ha	48.32 %
目 標 (令和7年4月)	1,920 ha	1,000 ha	52.08 %

* 「管内の農地面積 (A)」は、令和元年耕地及び作付面積統計の数値。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しへの取り組みについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

県、市、農地中間管理機構、農業協同組合（以下「農協」という。）等と連携し、（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）利用権の設定期間が満了する農地等について情報収集及びリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

ア 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

イ 中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て農地中間を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

⑤ 農地の基盤整備について

県と連携し、農地の区画・形状等が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農作物産地の付加価値の創出と生産力の強化を推進するため、農業基盤整備事業の活用を考慮し、農地の有効利用に努める。

（3）担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規就農者 (経営体) 数
現 状 (令和2年4月)	6 経営体
3年後の目標 (令和5年4月)	9 経営体
目 標 (令和7年4月)	12 経営体

注：「新規就農者（経営体）数」は、当該年度の累計実績値及び累計目標値。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

県、市、農地中間管理機構、農協、農業委員会ネットワーク機構等と連携し、農地の借入れ意向のある新規参入希望者（法人を含む。）及び市外の認定農業者等を把握し、必要に応じて現地見学や相談会等を実施する。

② 新規就農の相談活動について

市内移住希望者で就農を希望する者をはじめ、新規就農希望者に対する相談活動を行うとともに、関係機関と連携し、貸付けを希望する再生可能な遊休農地の情報を提供するほか、各種補助制度や融資制度・研修制度等に関する情報提供を行う。

③ 企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

ア 定期的な日常活動において、農業者の営農の意向や農地集積の意向等を把握することにより、高齢引退者と新規参入者とのマッチングを行う。

イ 新規参入者（個人、法人）の定着を図るため、地域の受入条件・環境の整備を図るとともに、参入後も継続的なフォローアップに努める。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。
単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

沼津市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、沼津市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力